

令和4年第1回常陸太田市議会臨時会会議録

令和4年2月10日（木）

議 事 日 程（第1号）

令和4年2月10日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号））

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第11号））

日程第 3 議案第 1 号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の廃止について

日程第 4 議案第 2 号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第1号及び報告第2号（一括上程・報告案件説明・採決）

日程第 3 議案第1号（提案理由説明・採決）

日程第 4 議案第2号（提案理由説明・質疑・採決）

出席議員

14番	川 又 照 雄 議 長	5番	藤 田 謙 二 副議長
1番	森 山 一 政 議 員	2番	小 室 信 隆 議 員
3番	菊 池 勝 美 議 員	4番	諏 訪 一 則 議 員
6番	深 谷 渉 議 員	7番	平 山 晶 邦 議 員
8番	益 子 慎 哉 議 員	9番	菊 池 伸 也 議 員
10番	深 谷 秀 峰 議 員	11番	高 星 勝 幸 議 員
12番	成 井 小太郎 議 員	13番	茅 根 猛 議 員
15番	後 藤 守 議 員	16番	黒 沢 義 久 議 員
17番	高 木 将 議 員	18番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八千代 教 育 長
加 瀬 智 明 政策推進室理事	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市民生活部長
柴 田 道 彰 保健福祉部長	根 本 勝 則 農 政 部 長

中 野 亘 商工観光部長	古 内 宏 建設部長
柴 田 雅 美 会計管理者	畠 山 卓 也 上下水道部長
大 関 正 幸 消防 長	武 藤 範 幸 教育部長
榊 一 行 農業委員会事務局長	岡 田 和 也 秘書課長
高 木 道 安 総務課長	井 坂 光 利 監査委員

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事務局 長	富 田 弘 明 次長兼議事係長
秋 山 弘 行 総務係 長	

午前 10 時開会

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 18 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和 4 年第 1 回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 88 条の規定により

4 番 諏 訪 一 則 議 員 16 番 黒 沢 義 久 議 員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。茨城県市議会議長会が書面会議により開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第 2 回議員研修会の議員派遣を令和 3 年 12 月議会で議決いたしておりましたが、既にご案内のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、会場での参集開催は取りやめ、オンライン配信に変更となりましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和 3 年 12 月及び令和 4 年 1 月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第 121 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長 宮 田 達 夫 君 教 育 長 石 川 八千代 君

政策推進室理事	加瀬 智明 君	総務部長	綿引 誠二 君
企画部長	岡部 光洋 君	市民生活部長	磯野 初郎 君
保健福祉部長	柴田 道彰 君	農政部長	根本 勝則 君
商工観光部長	中野 亘 君	建設部長	古内 宏 君
会計管理者	柴田 雅美 君	上下水道部長	畠山 卓也 君
消防長	大関 正幸 君	教育部長	武藤 範幸 君
農業委員会事務局長	榊 一行 君	秘書課長	岡田 和也 君
総務課長	高木 道安 君	監査委員	井坂 光利 君

以上、18名でございます。

市長挨拶

○川又照雄議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆さん、おはようございます。令和4年第1回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。日頃から、議員の皆様には市政の進展と円滑な運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、国内における新型コロナウイルスの状況は、年明け以降、感染が急速に拡大し、現在、35都道府県にまん延防止等重点措置が適用されております。

茨城県におきましても、国の重点措置の適用を受け、飲食店の営業時間の短縮や会食人数の制限、県外への不要不急の往来自粛などの要請を行っております。さらに、病床稼働数の増加に伴いまして、県独自の指針をステージ3に引き上げますとともに、医師の判断で診断ができる、みなし陽性の運用を開始しております。

本市におきましても、県の対応を基本とし、重点措置期間中の施設利用は収容人数の2分の1制限、施設内での飲食の禁止、県外の方の利用制限等を行いながら運営をしております。

学校の対応につきましては、現在、小学校におきまして、児童数が多い学級については分散授業を行っているところでございますが、県からの要請により、来週1週間をリモート学習といたしました。中学校におきましては、感染防止対策を徹底し、通常登校といたしますが、部活動等につきましては休止といたしました。

なお、金砂郷小中学校におきましては、陽性者が確認されたことから、臨時休校及び学年閉鎖といたしました。詳細につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので、ご覧をお願いします。

次に、3回目のワクチン接種の状況でございますが、医療従事者等を含め市全体で8.6%、約4,000人の方が接種を終了いたしました。また、昨日現在の予約者数は25.6%、約1万2,000人となっております。

感染が急拡大をしていることや、今後、11歳以下の子どもへの接種が開始されますことから、

接種を早期に進めたく、２月４日に、本市及び日立市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町の６首長によりまして、県北地域における大規模接種会場の設置に関する要望書を県の小野寺副知事に提出をしまいいりました。

また、県によります無料のＰＣＲ検査が中断をしておりますので、本日より、議会終了後でございますけれども、ワクチン接種の有無にかかわらず、無症状かつ陽性者との濃厚接触がないことを条件に、県の無料検査が再開されるまでの間、市民１人１回のＰＣＲ検査を再開することといたしました。

次に、コロナ関連以外のご報告事項でございます。

初めに、１２月に専決処分をさせていただきました１８歳以下の子どもへの給付金の支給状況についてでございます。まず、児童手当対象世帯に対する１０万円の支給につきましては、対象児童４,０８２人全員に対しまして、１２月中にお届けすることができました。また、高校生のみの世帯、公務員、新生児等の世帯等につきましては、受付後、審査の上、順次支給をしており、これまでに、想定支給対象児童１,５９０人のうち１,１２７人への支給が完了しているところでございます。引き続き、対象者への周知を図り、速やかな手続・支援に努めてまいります。

次に、１月２９日土曜日に開催を予定しておりました広域避難訓練につきましては、茨城県及び避難先であります福島県にまん延防止等重点措置が適用されましたことから、実施を見送ることといたしました。今後の開催時期につきましては、感染状況やスケジュール等を考慮し、適切に判断をしまいいります。

続きまして、本日の臨時会に提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分の承認を求める報告２件、共同設置をしている公平委員会の廃止１件、一般会計補正予算１件でございます。補正予算につきましては、県が決定をいたしました低所得のひとり親世帯に対します給付金に、市として上乗せ給付等を行うための補正予算でございます。

議案の提案理由につきましては、担当部長より後ほどご説明させていただきます。慎重なるご審議の上、可決を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第１ 会期の決定

○川又照雄議長 日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りといたします。

日程第 2 報告第 1 号及び報告第 2 号

○川又照雄議長 次、日程第 2，報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 1 0 号）），報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 1 1 号）），以上 2 件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2 ページに専決処分書の写しがございますが、子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算措置について、令和 3 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 1 0 号）を昨年 1 2 月 1 6 日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、昨年 1 2 月の市議会定例会において、国が行う 1 8 歳以下の児童 1 人当たり 1 0 万円分を現金及びクーポンで給付する子育て世帯への臨時特別給付金のうち、先行して 5 万円を現金給付する予算措置についてご承認いただいたところでございますが、その後、国の方針転換により、残りの 5 万円分についても現金給付が容認されましたことから、本市においては、家庭の状況により年内の早期に給付金が使用できますよう現金で給付することといたしまして、この給付に係る予算措置を行ったものでございます。

補正の内容につきましては、恐れ入りますが、4 ページをお開き願います。

第 1 条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 8, 3 9 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 6 3 億 9, 6 2 5 万 5, 0 0 0 円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 5 款国庫支出金の補正につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金、及び同給付金事務費補助金、合わせまして 2 億 8, 3 9 2 万 2, 0 0 0 円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

1 0 ページをご覧ください。

歳出でございます。

3 款 2 項 3 目児童措置費 1 8 節負担金、補助及び交付金の補正につきましては、上乗せする給付金分として 2 億 8, 3 8 5 万円を追加したものでございます。

本市におけます給付対象者は、1 8 歳以下の児童を養育する所得制限限度額未満の 4, 1 9 1 世帯で、対象児童数は 5, 6 7 2 人、給付額は、対象児童 1 人につき 1 0 万円、給付時期は、公務員

を除く世帯は昨年１２月２４日に給付が完了いたしまして、公務員世帯及び高校生相当のみの世帯は、本年１月４日から申請の受付を開始し、審査後に随時給付しているところでございます。

報告第１号については、以上でございます。

続きまして、議案書の１１ページをお開き願います。

報告第２号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

１２ページに専決処分書の写しがございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る予算措置について、令和３年度常陸太田市一般会計補正予算（第１１号）を本年１月５日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、昨年１２月２０日に成立いたしました国の補正予算における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を迅速に給付するため、予算措置したものでございます。

補正の内容につきましては、恐れ入りますが、１４ページをお開き願います。

第１条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ５億９,７７７万円を追加し、総額を２６９億９,４０２万５,０００円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、１９ページをお開き願います。

歳入でございます。

１５款国庫支出金の補正につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金、及び同給付金給付事務費補助金、合わせまして５億９,７７７万円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

２０ページをご覧ください。

歳出でございます。

３款１項１目社会福祉総務費の補正につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る事務費及び給付金、合わせまして５億９,７７７万円を追加したものでございます。

本市におけます給付対象者は、住民税均等割非課税世帯として５,５１２世帯、昨年１月から本年９月の期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和３年度分の住民税均等割非課税世帯と同様と認められる世帯といたしまして３８６世帯を見込み、給付額につきましては、１世帯につき１０万円、給付の時期は、住民税均等割非課税世帯については、振込口座が確認でき次第、住民税均等割非課税世帯と同様と認められる世帯については、申請書類の審査後に随時給付するものでございます。

報告第２号については、以上でございます。

報告案件に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。報告第１号、報告第２号、以上２件については、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号））、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第11号））、以上2件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、報告第2号、以上2件については、原案承認することに決しました。

日程第3 議案第1号

○川又照雄議長 次、日程第3、議案第1号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の24ページをお開き願います。

議案第1号は、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の廃止についてでございます。

「地方自治法」第252条の7第2項の規定により、本年3月31日をもって、共同設置しております常陸太田市及び一部事務組合公平委員会を廃止することについて、茨城北農業共済事務組合と協議するため、同条第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、茨城北農業共済事務組合の解散に伴い、共同設置しております常陸太田市及び一部事務組合公平委員会を廃止するものでございます。

25ページをお開き願います。

常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の廃止に関する協議書でございます。ご覧のとおり、それぞれの議会の議決を経て、廃止に関する協議を行うものでございます。

議案第1号については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の廃止については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議案第2号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第2号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和4年第1回常陸太田市議会臨時会補正予算書をご覧ください。

1枚おめくり願います。

議案第2号は、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）でございます。

今回の補正の内容でございますが、3点ございます。

1点目は、コロナ禍において、児童扶養手当を受給しているなど、低所得のひとり親世帯の新年度に向けた支出増加が見込まれる家計を支援することを目的に、茨城県が行う生活支援特別給付金として、対象児童1人当たり5万円を給付する事業に係る予算措置を行うものでございます。

2点目は、この県事業に併せまして、本市といたしましても、給付対象となる世帯には、さらなる生活支援が必要と判断いたしまして、市独自に対象児童1人当たり5万円を上乗せし、合計で10万円を給付することといたしまして、この本市独自事業に係る予算措置を行うものでございます。

最後に、3点目でございますが、現在、国において準備を進めております5歳から11歳の方向けの新型コロナウイルスワクチンの接種について、今後、「予防接種法」に基づく予防接種に位置づけられた場合に、速やかに接種が開始できますよう、事前の準備に係る予算措置を行うものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,610万1,000円を追加し、総額を270億4,012万6,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の15款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします本市独自の低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,240万円を追加するものでございます。

同款同項3目衛生費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします新型コロナウイルスワクチン接種券の作成及び郵送費用の財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金84万1,000円を追加するものでございます。

下段の16款県支出金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします茨城県が行う低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の財源として2,286万円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の3款2項3目児童措置費の補正につきましては、茨城県並びに本市が独自に行う低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金事業の給付に係る事務費及び給付金、合わせまして4,526万円を追加するものでございます。

給付対象世帯は309世帯、対象児童は448人を見込みまして、その内訳といたしましては、本年1月分の児童扶養手当の給付を受けている方、263世帯、対象児童は384人、公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の給付を受けていない方、16世帯、対象児童は24人、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の給付対象となる水準に下がった方、30世帯、対象児童は40人としたところでございます。

給付額は、児童1人当たり、県の給付金5万円に市独自の給付金5万円を上乗せし、合計で10万円。

給付の時期は、本年1月分の児童扶養手当の給付を受けている方は、今月下旬を目途に、公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の給付を受けていない方、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当の給付対象となる水準に下がった方は、広報紙及び市ホームページにより周知を図り、申請を受け付け後、順次給付してまいります。

続きまして、下段の4款1項2目予防費の補正につきましては、5歳から11歳の方向けの新型コロナウイルスワクチン接種券の作成及び発送に係る費用として84万1,000円を追加するもので、「予防接種法」に基づく予防接種に位置づけられた場合に、速やかに接種が開始できますよう、事前の準備を行うものでございます。

作成する接種券は2,218人分を予定しております。

歳出は以上でございます。

議案第2号については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

ただいま議案の説明がありました。そこで私は、議案第2号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）、1件について質疑を行います。

議案書7ページになりますが、歳出、3款2項3目18節給付金、県の分が2,240万円、市単独分が同額の2,240万円計上されております。

先ほど説明がありましたように、県の給付金と、市独自に1人当たり5万円を県の給付金に上乗せする補正額について、3点通告をしておりましたけれども、1点目については、給付金の対象者の数と世帯数について上げております。これについては、答弁がありましたので結構です。

2点目ですけれども、給付時期について伺います。

県の給付時期を見ますと、児童扶養手当受給者、申請不要ですけれども、3月末までに支給となっております。ほかに公的年金等を受給しており令和4年1月分の児童扶養手当を受給していない方、要申請ですが、もう一つが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方、これも要申請となりますけれども、こちらは、いずれも5月末までの支給ということになっております。

県に準じれば以上のようになると思いますけれども、県の今回の新規事業は、新年度に向けた支出の増加等の影響を勘案したことによる給付金の支給ということです。

本市においては、やはり速やかな支給をお願いしたいと思うわけです。給付時期について、どのように準備をされておられるのか、伺います。

3点目ですけれども、対象者の方に対しての情報提供、周知方法について伺います。

先ほど、広報紙、またホームページというようなことでありましたけれども、私は特に、家計急変で収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方については、扶養親族数によって所得の違いが出てきますので、対象者ができるだけ判断しやすいような情報の提供をお願いしたいと思っております。この点についても質疑を行います。

以上2点についてのご答弁をお願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 議案第2号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の給付時期についてでございます。

が、低所得のひとり親世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として家計が厳しい状況にあると考えられ、あわせて、新年度に向けた支出の増加が見込まれますことから、早期に支給することが肝要であります。

このような状況を踏まえまして、児童扶養手当を受給されている方につきましては、今月中に支給となるよう事務手続を進めてまいります。

また、公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された方につきましては、広報紙などにより申請受付に関する周知を行い、受付審査後、速やかにお手元に届くよう支給事務を進めてまいります。

次に、情報提供、周知方法についてでございますが、まず、児童扶養手当を受給されている方につきましては、支給に関する案内を個別に通知し、適切な情報提供と速やかな支給を行う予定でございます。また、申請が必要な公的年金を受給されている方や家計が急変された方につきましては、2月25日発行のお知らせ版に、本給付金に関する記事を掲載いたしますとともに、あわせてホームページ等でも周知を図ってまいります。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） ありがとうございます。

支給については、先ほどもありましたけれども、12月に届けられた子育て世帯の臨時特別給付金、これについても非常に担当課でも頑張っていて、12月中に届けられているということですので、今回も引き続いて、速やかなる取扱いの下で対象者が漏れなく受給できるようによろしくお願いをいたしたいと思います。コロナ感染拡大の中で、大変担当課においては忙しいというような状況を見ておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

○川又照雄議長 以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 以上をもって、今期臨時会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 令和4年第1回市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまはご提案をいたしました専決処分の報告及び公平委員会の廃止、令和3年度一般会計補正予算の合計4件につきまして原案のとおり承認可決を賜り、誠にありがとうございました。本日議決をいただきました補正予算につきましては、一日も早く対象世帯の皆様をご支援できますよう、遅滞なく進めてまいります。

引き続き、コロナウイルスの感染拡大等への対応につきましては、事態を注視し、感染拡大防止と市民の皆様の安全・安心、そして地域経済等の維持・回復のため、国、県などの関係機関と連携し全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

時節柄、皆様にはご自愛をいただきまして、市政の円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○川又照雄議長 以上をもって、令和4年第1回常陸太田市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員